

# 年度末に退職される方の健康保険について

## 1 退職後の健康保険について

共済組合（健康保険）の組合員資格は、退職日の翌日に喪失します。退職後は、いずれかの健康保険に加入することになります。

### (1) 退職後、再就職する場合

再就職する場合、就職先の健康保険に加入します。手続は雇用主が行います。ご不明な点は、ご就職先にお問い合わせください。

横浜市で引き続き働かれる場合は、次のいずれかになります。

#### ア 本市で「**暫定再任用職員※<sup>1</sup>**」として働く

引き続き当組合の組合員です。お持ちの組合員証・被扶養者証（保険証）はそのままお使いいただけます。

※<sup>1</sup>令和5年4月より「再任用職員」から「暫定再任用職員」に名称が変わります。

#### イ 本市で「**会計年度任用職員**」として働く

次の(ア)又は(イ)に該当する場合、当組合に**再加入**します。

(ア) 週の勤務時間、1か月の勤務日数が正規職員の3/4以上で雇用期間2か月超

(イ) ①～④すべて満たす

①勤務時間週20時間以上、②月額報酬8.8万円以上、③雇用期間2か月超

④学生でない（週勤務時間又は月勤務日数が常勤の3/4未満）

職員番号が変わる場合、新しい組合員証を交付します。職員番号が変わらない場合は、お持ちの組合員証をそのままお使いください。

(ア)、(イ)のどちらにも該当しない場合、次の「(2) 退職後、再就職しない場合」をご参照ください。

### (2) 退職後、再就職しない場合

#### ウ 当組合の任意継続組合員になる

次頁「2 横浜市職員共済組合の任意継続制度について」をご参照ください。

#### エ 国民健康保険に加入する

お住まいの市区町村の国民健康保険担当窓口へお問い合わせください。

#### オ ご家族の健康保険（被扶養者）の被扶養者になる

ご家族の加入している健康保険組合等へお問い合わせください。

エ、オの加入手続に「**資格喪失証明書**」が必要な方は、所属の共済組合事務担当者を通じて当組合へご依頼ください（依頼が無いと発行されません）。

## 2 横浜市職員共済組合の任意継続組合員制度について

任意継続組合員制度とは、退職後も共済組合の組合員資格を継続できる制度です。退職時に共済組合の被扶養者として認定されていたご家族は、引き続き任意継続組合員の被扶養者とすることができます。

**【加入条件】** 任意継続制度に加入するには、次の条件を満たす必要があります。

**条件①** 退職日の前日まで継続して1年以上組合員期間があること※<sup>2</sup>

**条件②** 退職日から起算して20日以内に共済組合に申請書が受理され、かつ資格取得月の掛金（保険料）を支払うこと

※<sup>2</sup>令和4年10月1日に協会けんぽから共済組合に加入した方は、経過措置があります。詳細は、共済組合 WEB サイト、又は YCAN 掲載の共済時報 No.590（令和4年10月31日発行）をご参照ください。



### 【期間】

退職後、**最長で2年間**加入できます。

### 【任意継続掛金（保険料）】

任意継続組合員は、退職前とほぼ同様の給付を受けられますが、掛金は事業主負担がなくなるため、**全額自己負担**になります（掛金率は退職前の約2倍）。なお、**掛金率等は毎年度変わります**（令和5年度の掛金率等は、令和5年3月中旬の組合会で決定します）。

任意継続掛金は、**退職時の標準報酬月額**を基準に決定します。任意継続に加入した翌年度の掛金についても、**退職時の標準報酬月額**を基準にしますので、退職前より収入が減少したからといって、掛金が安くなることはありません。

### 【掛金の納め方】

掛金は納付書によりコンビニエンスストアで納付していただきます。

銀行、郵便局等の金融機関での払い込みや、口座引き落としはできません。

### 【申請手続】

任意継続組合員になるには**申請手続が必要です**。

**任意継続組合員資格取得申出書**※<sup>3</sup>と必要な書類を添付して、横浜市職員共済組合医療福祉課医療給付係へ庁内メール、又は郵送で申請してください（所属を経由する必要はありません）。

※<sup>3</sup>令和4年10月1日に協会けんぽから共済組合に加入した方は「**⑤0-2 令和4年10月加入者用任意継続組合員資格取得申出書**」をご提出ください（共済組合 WEB サイト、又は YCAN 掲載の共済時報 No.590 参照）。

## 【申請に必要な書類】

### 全員共通

- (1) ⑤0任意継続組合員資格取得申出書  
(令和4年10月1日に協会けんぽから共済組合に加入した方は、  
⑤0-2 令和4年10月加入者用 任意継続組合員資格取得申出書)
- (2) 郵便切手（任意継続組合員証を簡易書留で郵送する際に使用）  
毎月払いの場合 460円分の切手、半年・1年払いの場合 414円分の切手

### 被扶養者を引き続き扶養する場合 ※新規の被扶養者申請は不可

- (3) 住民票（続柄記載のある世帯全員のもので、個人番号記載のないもの）
- (4) 被扶養者の「課税証明書」※収入のない20歳未満の学生は提出不要
- (5) 被扶養者の収入が確認できる書類（年金振込通知書や直近3か月分の給与明細書、確定申告一式のコピーなど）※収入がある場合のみ提出
- (6) 被扶養者が大学生・専門学生の場合「学生証のコピー」

## 【提出締切日】

**4月19日（水）** 共済組合必着。

申出書が共済組合で受理されないと、任意継続組合員になれません。なるべく3月中の早期提出にご協力ください。

## <任意継続資格取得申出書は3月1日（水）から受け付けます>

- 3月20日（月）までに共済組合へ申出書が提出された場合、3月31日（金）に組合員証（保険証）、掛金（保険料）納入通知書等を申出のご住所へ簡易書留にて発送します（ご住所によって到着日は異なります）。
- 3月20日（月）より後に提出された場合は、31日以降順次発送します。

## 令和4年10月1日に共済組合に加入した 会計年度任用職員・短時間再任用職員等の皆様へ

令和4年10月1日に本市に採用された、又は全国健康保険協会（以下、協会けんぽ）から健康保険が移行した皆様は、任意継続の加入条件である「組合員期間」の考え方について、経過措置が設けられています。経過措置では、当組合に加入していた期間のみならず、令和4年9月30日まで加入していた協会けんぽの被保険者期間も、組合員期間とみなし通算できます。

詳細は共済組合WEBサイト、又はYCAN掲載の「共済時報No.590（令和4年10月31日発行）」をご覧ください。

※10月2日以降に採用された方は、経過措置の対象外です。

※国民健康保険や協会けんぽの任意継続、家族の被扶養者等、協会けんぽの被保険者以外の期間は通算されませんので、ご注意ください。



共済時報 No. 590

<http://yokohama-kyosai.or.jp/wp-content/uploads/sites/48/smc/jihou590-20221031.pdf>

### 3 任意継続に関してよくあるご質問



**Q1** 国民健康保険と掛金はどちらが安いですか？

**A1** 任意継続掛金のひと月の目安は、退職時の掛金額（「共済短期掛金」と「共済介護掛金※<sup>4</sup>」の合計）の約2倍です。  
【任意継続掛金（保険料）】参照。国民健康保険の保険料は自治体によって異なります。お住まいの市役所・区役所の国民健康保険担当窓口にご確認ください。  
※<sup>4</sup>介護掛金は40歳以上65歳未満の方に掛かります。

**Q2** 任意継続にはどのような特典がありますか？

**A2** これまでと同様に、高額療養費・附加給付金が支給されます。また、「総合健診」や「がん検診」の受診や、ベネフィットステーション（福利厚生サービス）などを利用できます。

**Q3** 加入して2年目で国民健康保険に切り替えることはできますか？

**A3** 喪失手続を行えば、任意継続組合員を辞めることができます。喪失手続は「任意継続組合員資格喪失申出書」の提出が必要です。

**Q4** 資格取得申出書の標準報酬月額が分かりません

**A4** 給与明細書の「短期 ○等級・●●●千円」をご参照ください。

**Q5** 退職後、再就職までに期間が空いています。その間任意継続に加入できますか？

**A5** 加入条件（【加入条件】参照）を満たせば加入できます。ただし、就職先で新しい健康保険に加入しましたら、任意継続組合資格の喪失手続が必要です。掛金の過納があった場合は、喪失手続完了後に還付されます。

**Q6** 現在適用期間中の限度額適用認定証・高齢受給者証は引き続き使えますか？

**A6** 任意継続組合員になると「記号・番号」が変わりますので、現在お持ちの限度額証・高齢受給者証は使用できなくなります。該当の方には、任意継続組合員証と一緒に、新しい限度額証・高齢受給者証を郵送します。



### 4 詳細・HP

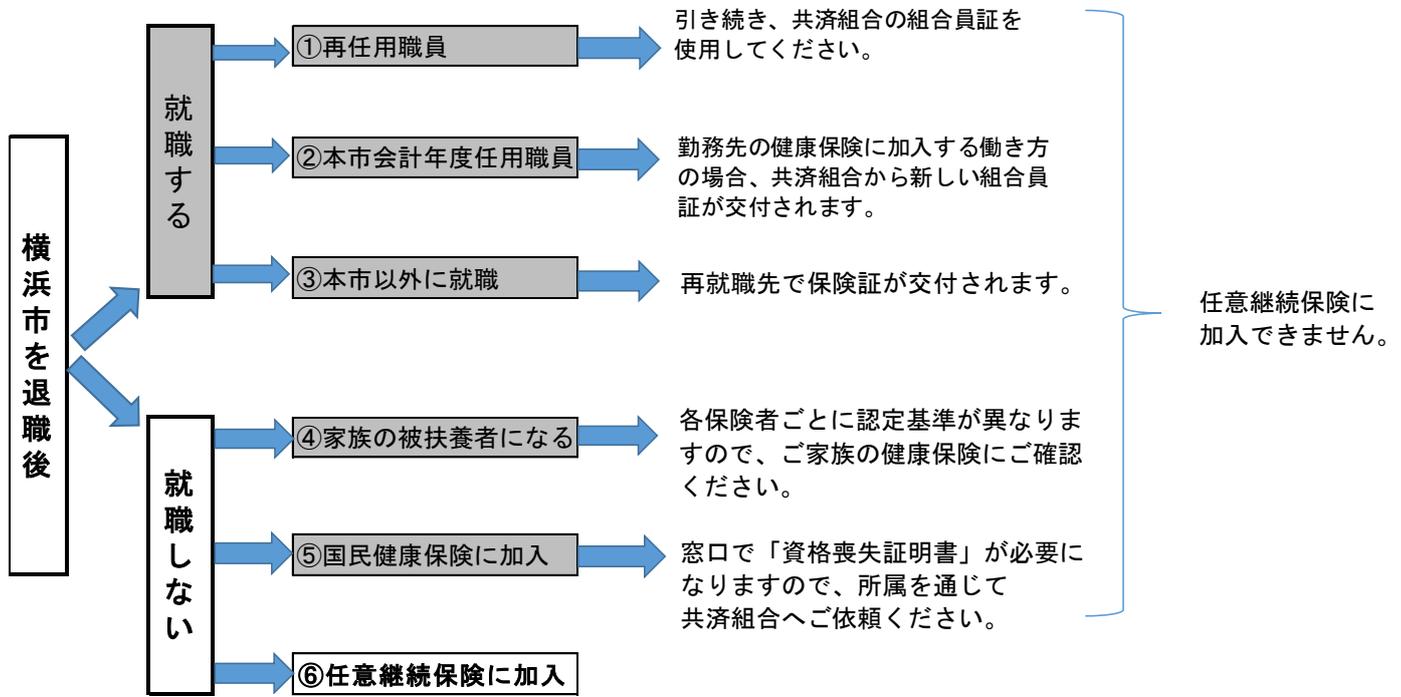
- 常勤職員（一般職員・フルタイム再任用職員）の方は「令和4年度横浜市職員共済ガイド（P.85～）」、会計年度任用職員・短時間再任用職員の方は「令和4年10月版横浜市職員共済ガイド（P.69～）」※YCANからもご覧いただけます。  
<http://inw1.office.ycan/b/so/kyosai/guide/>
- 横浜市職員共済組合 WEB サイト（任意継続組合の資格取得について）  
<http://yokohama-kyosai.or.jp/wp-content/uploads/sites/48/ninkeisyutoku.pdf>
- 任意継続組合員資格取得申出書は WEB サイト、又は YCAN の共済組合のページからダウンロードできます。常勤職員の方は「⑤任意継続組合員資格取得申出書」、10月1日共済移行加入の方は「⑤-2 令和4年10月加入者用任意継続組合員資格取得申出書」をご提出ください。  
<http://yokohama-kyosai.or.jp/sinsei/>

## 任意継続組合員の資格取得について（令和4年度末退職者用）

★令和4年10月1日に共済組合に加入した会計年度任用職員・短時間再任用職員の方は、共済組合WEBサイト、又はYCAN掲載の共済時報No.590（令和4年10月31日発行）を併せてご覧ください。

任意継続組合員制度とは、退職後も引き続き組合員として共済組合に加入できる制度です。

**退職後、下図の①～⑤に該当する方は、任意継続保険に加入できませんので申し出なさないようご注意ください（②のうち、健康保険に加入する働き方でない場合は、任意継続に加入できます。）。**



### 1 任意継続組合員の資格要件

◎退職日の前日まで継続して1年以上組合員※であった方。

※令和4年10月1日に共済組合に加入した方は、経過措置があります（共済時報No.590参照）。

- ・3月末退職者の任意継続組合員の申出書は、3月1日（水）から受け付けます。なるべく3月中の早期提出にご協力ください。
- ・退職日から起算して20日以内（令和5年3月31日退職者の場合、4月19日（水）まで）に申出書が共済組合で受理されないと、任意継続組合員になれません。

### 2 申出に必要な書類

#### (1) 「任意継続組合員資格取得申出書」

横浜市職員共済組合WEBサイト(<http://yokohama-kyosai.or.jp/>)「申請書一覧」>「医療(短期給付)任意継続関係」>「50 任意継続組合員資格取得申出書」※からダウンロードできます。

※令和4年10月1日に加入した方は「50-2 令和4年10月加入者用任意継続組合員資格取得申出書」をご提出ください（共済時報No.590参照）。

#### (2) 「郵便切手」（組合員証、納入通知書をご自宅あてに簡易書留郵便で送付するのに使用します。

切手の種類はなるべく最小限にしてください。）

- ・掛金毎月払込希望の場合…460円分
- ・掛金前納（1年分・半年分）払込希望の場合…414円分

【以下は、退職時に被扶養者として認定されている方を、引き続き被扶養者とする場合に提出】

- (3) 「住民票（続柄記載のある世帯全員のものでマイナンバーの記載のないもの）」
- (4) 被扶養者の「課税証明書（全件用、直近のもの）」…収入のない20歳未満の生徒・学生は不要

- (5) 被扶養者に収入がある場合は「収入の確認できる書類（年金振込通知、直近3か月分の給与明細書等のコピー）」
- (6) 「学生証のコピー」…被扶養者が大学生、専門学校生の場合

### 3 申出の提出方法

庁内メールまたは郵便で職員共済組合医療福祉課 任意継続担当宛てにお送りください。

### 4 加入期間

- (1) 退職日の翌日から2年間
- (2) 次の場合は加入期間内でも任意継続組合員の資格を喪失します。
- ア 再就職し、他の共済組合の組合員、健康保険組合などの被保険者になったとき
  - イ 死亡したとき
  - ウ 任意継続掛金を期日までに払い込まなかったとき
  - エ 後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき
  - オ 任意継続組合員でなくなることを希望し、その申出が受理されたとき  
(オの場合、申出が受理された日の属する月の翌月1日で資格を喪失します。)
- 初回の掛金を払込期日までに払わなかった場合は、任意継続組合員にならなかったものとみなします。

### 5 掛金の算出方法

任意継続組合員の掛金は退職時の標準報酬月額、又は前年9月30日の全共済組合員の標準報酬月額の平均額のどちらか低い額に掛金率を乗じたものが、1か月分の掛金額となります。

#### 【参考：令和4年度】

標準報酬月額の平均額：440,000円	任意継続掛金上限額（月額） 38,508円
短期掛金率：69.72/1000	（短期掛金 30,676円、介護掛金 7,832円）
介護掛金率：17.80/1000	

- ・ 標準報酬月額の平均額と掛金率は毎年度改訂されます。  
(令和5年度の掛金率は3月中旬の組合会で決定します。)
- ・ 在職時と異なり、事業主負担がなくなるため全額自己負担になります。(掛金率は在職時の2倍)
- ・ 介護掛金は40歳以上65歳未満の方について徴収します。

### 6 掛金の払込方法

納入通知書を組合員証とともにご自宅に郵送しますので、コンビニエンスストアでお支払いください。金融機関での払い込みや、口座振替はできません。

払込方法は、次の(1)～(3)の中からお選びください。なお、納入通知書は一年度分(4月から翌年3月まで)ごとにお送りいたしますので、年度の途中で払込方法を変更することはできません。

- (1) **毎月払い** (加入月翌月以降分の払込期限は当該月の前月末日です。)
- (2) **半年前納** (割引あり。加入月翌月以降分の払込期限は加入月の末日と9月30日、翌年度分は3月31日と9月30日です。)
- (3) **1年前納** (割引あり。加入月翌月以降分の払込期限は加入月の末日、翌年度分は3月31日です。)

※ 加入月分(初回の払い込み)の払込期限は、退職日から起算して20日後です。令和5年3月31日退職の場合、4月19日(水)が払込期限です。

## 7 任意継続組合員証（保険証）等の発送

- ・ 3月末退職者の「任意継続組合員資格取得申出書」は、3月1日(水)から受け付けます。なるべく3月中の早期提出にご協力ください。
- ・ 3月20日(月)までに共済組合へ申出書が提出された場合、3月31日(金)に組合員証(保険証)、掛金(保険料)納入通知書等を申出のご住所へ簡易書留にて発送します。3月20日(月)より後に提出された場合は、31日以降順次発送します。
- ・ 申出書の提出締切日は、4月19日(水)(共済必着)です。締切日までに申出書が提出されないと、任意継続組合員になれません。

## 8 給付金

給付金(高額療養費、一部負担金払戻金、家族療養費附加金)は「任意継続組合員資格取得申出書」に記入された任意継続組合員名義の口座に振り込みます。

## 9 その他

- (1) 任意継続組合員証、被扶養者証及び掛金の納入通知書は、ご自宅あてに簡易書留で郵送します。
- (2) 在職時の組合員証、被扶養者証は所属または職員共済組合医療福祉課に返却してください。
- (3) その他詳細については「令和4年度横浜市職員共済ガイド(P.85~)」、会計年度任用職員・短時間再任用職員の方は「令和4年10月版横浜市職員共済ガイド(P.69~)」をご覧ください。

〒231-8315 横浜市中区本町 6-50-1

横浜市職員共済組合医療福祉課 任意継続担当 TEL045-671-3402